

社会福祉法人多治見市社会福祉協議会表彰規程

昭和 58 年 8 月 3 日 規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法人多治見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が表彰又は感謝（以下「表彰等」という。）の意を表しようとするときは、この規程の定めるところによる。

(表彰の方法)

第 2 条 表彰等は、多治見市社会福祉大会において、会長の表彰状又は感謝状及び記念品を贈呈してこれを行う。

(表彰の基準日)

第 3 条 表彰等の基準日は、4 月 1 日とする。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。

(表彰等の対象)

第 4 条 表彰は、次の各号に定めるものを対象とする。

(1) 多治見市に事務所を有する社会福祉に関する施設、団体等の役員又は職員でその功績が顕著な者

(2) 多治見市内において、社会福祉活動が特に優秀な個人及び団体

2 感謝は、本会における社会福祉事業に対し積極的な協力をを行い、その功績が顕著なものを対象とする。

(表彰等の資格)

第 5 条 表彰に該当するものの資格は、次の各号の一に定める条件を具備するものとする。

(1) 民生児童委員で、現職にあってその在職期間が 8 年以上ある者

(2) 社会福祉施設又は社会福祉団体の役員で、現職にあってその在職期間が 8 年以上ある者

(3) 社会福祉施設（公の社会福祉施設に勤務する職員の場合は、現業に従事する者に限る。）又は社会福祉団体の職員で、現職にあってその在職期間が 12 年以上ある者

(4) 社会福祉団体又は個人であって、その活動が優秀であり、他の模範とするに足ると認められるもの

(5) その他、社会福祉活動に積極的に協力した個人又は団体で、特に会長が認めたもの

2 感謝に該当するものの資格は、次の各号の一に定める条件を具備するものとする。

- (1) 本会に対して過去1年以内の期間に10万円以上の金品を寄贈した個人又は団体
 - (2) 本会に対して過去3年以上にわたり継続して金品（前号に規定する金額以上に達したとき）を寄贈した個人又は団体（ただし、本会会長より過去2年以内に感謝を受けたものは除く。）
 - (3) ボランティア活動又は地域において社会福祉活動を5年以上にわたり積極的に取り組んだ功績顕著な個人又は団体（ただし、本会会長より過去に感謝を受けたものは除く。）
 - (4) 社会福祉協議会の特別会員として、10年以上の永きにわたり協力援助されたもの（ただし、本会会長より過去に感謝を受けたものは除く。）
 - (5) 本会の特別賛助会員として、8年以上の永きにわたり協力援助されたもの（ただし、本会会長より過去に感謝を受けたものは除く。）
- 3 第1項に該当するものであっても、次の各号の一に該当するときは、これを表彰しない。
- (1) 社会福祉関係で藍綬褒章又は黄綬褒章を受けたもの
 - (2) 社会福祉功労者として、厚生労働大臣、岐阜県知事、多治見市長、全国社会福祉協議会長、岐阜県社会福祉協議会長又は本会会長から表彰を受けたもの
- （候補者の推薦）
- 第6条 民生児童委員又は社会福祉施設若しくは社会福祉団体の長は、表彰等に該当するものを候補者として、内申調書（様式第1号から様式第5号まで）により会長に推薦することができる。
- 2 会長は前項の規定にかかわらず、候補者を推薦することができる。
- （表彰選考委員会）
- 第7条 表彰等に該当するものの審査を行うため、会長の委嘱による委員をもって構成する表彰選考委員会を置く。
- 2 前項の表彰選考委員会は、本会会長に提出された推薦書によってその審査を行い会長に答申する。
- （委任）
- 第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。